

※※ 興行場の各種申請・届出手続きについて ※※

～下記のような場合には申請や届出が必要になります～

◆営業許可申請

- 営業者が変わった。(相続関係にない方への変更。個人→法人・法人→個人なども含む。)
- 施設を移転した。(仮店舗も含む。)
- 施設を大規模(床面積2分の1以上)に増改築した。 等

必要書類

- ※ 営業許可申請書(様式は市役所環境交通安全課にあります。)
- ※ 営業施設の構造設備の配置図及び平面図(観覧室のいす等の配置及び喫煙所、売店、便所の位置を明らかにしたもの)並びに観覧室の断面図
- ※ 営業施設の所在地の周囲おおむね400m区域の見取図
- ※ 機械換気設備、空気調和設備、照明設備及び給排水設備の配置及び系統を明らかにした図面
- ※ 建築検査済証の写し
- ※ 消防法令適合通知書
- ※ 営業者が法人の場合は、定款または寄付行為の写し
- ※ 営業者が外国人の場合は、外国人登録証明書
- ※ 手数料 17,300円(仮設や臨時の場合 8,650円)

◆変更届

- 営業所の住居表示が変わった。
- 法人代表者が変わった。
- お店の名前が変わった。
- 施設を小規模(床面積2分の1未満)に増改築した。 等
- ※営業許可申請事項に変更がある場合は変更届が必要になります。

必要書類

- ※ 変更届(様式は市役所環境交通安全課にあります。)
- ※ 変更した内容がわかる書類(登記簿謄本や施設設備図面)

◆承継届

- 営業者(個人)の死亡等により相続した。
- 法人が合併・分割した。

必要書類

- ※ 承継届(様式は市役所環境交通安全課にあります。)
- ※ 個人の場合、戸籍謄本(被相続人及び相続人の関係がわかるもの)
- ※ 個人の場合、営業者地位承継同意書(相続人が2人以上いる場合。)
- ※ 法人の場合、登記事項証明書

◆廃止届

- 営業をやめた。

必要書類

- ※ 廃止届(様式は市役所環境交通安全課にあります。)
- ※ 許可書

担当：大山市役所市民部環境交通安全課 Tel0187-63-1111 (内線229)